

1. 前回の指摘を受けての変更点について

(推進会議)

修正前	修正後
① 目標値及び実績値の単位がわかりづらいものがある。	それぞれについて注釈をつけました。 「※人日分/月…「年間利用延人数を年間月数で割った数」で算出されるサービス量」 等
② 障害児福祉計画の表記がわかりづらい。 「2. 障害児福祉サービス」	目次及びP 19に文言を追加しました。 「2. 障害児福祉サービス (障害児福祉計画)」
③ アンケート結果の個別意見については記載するべきではないのでは。	個別意見は削除しました。
④ アンケート結果のグラフの見せ方を変えた方が良いのでは。	複数の設問について同じ選択肢で回答する設問については、比較がしやすいように帯グラフに変更しました。

(策定委員会)

指 摘 事 項	対 応												
<p>① 理解促進研修・啓発事業のイベント開催の見込数も違う記載方法にした方が良いのではないか。</p>	<p>P 2 1 にイベント実行委員会の参加団体数を追加しました。</p> <p>「※平成29年度開催イベント実行委員会参加団体数18団体」</p>												
<p>② 理解促進研修・啓発事業に、福祉の仕事への理解促進も追加した方が良いのではないか。</p> <p>「● 障害特性を分かりやすく解説するとともに、小中学校や市民・企業などを対象に障害者等の理解を深めるための教室等を開催します。」</p>	<p>P 2 1 に学生や企業への教室・研修開催について追加しました。</p> <p>「● 障害特性を分かりやすく解説するとともに、小中学校や市民・企業、<u>福祉関係の学生などを対象に、障害者や福祉関係業務等への理解を深めるための教室や研修を開催します。</u>」</p>												
<p>③ 重度障害者等包括支援や児童発達支援、医療型児童発達支援の記載について、もう少し詳しく書いた方が良いのでは。</p> <table border="1" data-bbox="141 821 1111 919"> <tr> <td>重度障害者等包括支援</td> <td>介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にできるよう支援を行います。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="141 1018 1111 1121"> <tr> <td>児童発達支援</td> <td>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="141 1169 1111 1283"> <tr> <td>医療型児童発達支援</td> <td>肢体不自由のある児童に対し、児童発達支援および治療を提供します。</td> </tr> </table>	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にできるよう支援を行います。	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、児童発達支援および治療を提供します。	<p>それぞれについて、P 1 5 及びP 1 9 に記載内容を追加しました。</p> <table border="1" data-bbox="1164 821 2145 986"> <tr> <td>重度障害者等包括支援</td> <td>介護の必要性がとて高い人に、<u>24時間利用者に対応でき、各種サービスを提供できる環境を整えた県の指定を受けた事業所が、居宅介護など複数のサービスを包括的にできるよう支援を行います。</u> ※29年12月末時点で佐賀県に指定事業所なし</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1164 1034 2145 1137"> <tr> <td>児童発達支援 (<u>重症心身障害児含む</u>)</td> <td>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1164 1185 2145 1321"> <tr> <td>医療型児童発達支援</td> <td>肢体不自由のある児童に対し、<u>医療機能を兼ね備えた県の指定を受けた機関が、児童発達支援および治療を提供します。</u> ※29年12月末時点で佐賀県に指定事業所なし</td> </tr> </table>	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、 <u>24時間利用者に対応でき、各種サービスを提供できる環境を整えた県の指定を受けた事業所が、居宅介護など複数のサービスを包括的にできるよう支援を行います。</u> ※29年12月末時点で佐賀県に指定事業所なし	児童発達支援 (<u>重症心身障害児含む</u>)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、 <u>医療機能を兼ね備えた県の指定を受けた機関が、児童発達支援および治療を提供します。</u> ※29年12月末時点で佐賀県に指定事業所なし
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にできるよう支援を行います。												
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。												
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、児童発達支援および治療を提供します。												
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、 <u>24時間利用者に対応でき、各種サービスを提供できる環境を整えた県の指定を受けた事業所が、居宅介護など複数のサービスを包括的にできるよう支援を行います。</u> ※29年12月末時点で佐賀県に指定事業所なし												
児童発達支援 (<u>重症心身障害児含む</u>)	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。												
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童に対し、 <u>医療機能を兼ね備えた県の指定を受けた機関が、児童発達支援および治療を提供します。</u> ※29年12月末時点で佐賀県に指定事業所なし												